

改定後	改定前
<p><u>しんきんビジネスカード(個人事業主専用)会員特約</u></p>	<p><u>しんきん VISA ビジネスカード会員特約</u></p>
<p>第2条 (パートナー会員)</p> <p>1. 本規約第2条第1項第1文を下記に置き換えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>本会員が本会員の代理人として指定し、<u>本条第2項および第3項の責任を負うことを承認した本会員が所属する非法人たる団体の役員または従業員で当社が適格と認めた方を「パートナー会員」とします。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2条 (パートナー会員)</p> <p>1. 本規約第2条第1項第1文を下記に置き換えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>本会員が本会員の代理人として指定し、<u>本規約第2条第2項および第3項の責任を負うことを承認した本会員が所属する非法人たる団体の役員または従業員で当社が適格と認めた方を「パートナー会員」とします。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第3条 (読み替え等)</p> <p>1. 本規約第2条および同意条項で定める「家族会員」は「パートナー会員」、「家族カード」を「パートナーカード」に読み替え、本会員とパートナー会員を「会員」と読み替えるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第3条 (読み替え等)</p> <p>1. 本規約第2条および同意条項で定める「家族会員」は<u>本特約第3条に定めた</u>「パートナー会員」、「家族カード」を「パートナーカード」に読み替え、本会員とパートナー会員を「会員」と読み替えるものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第5条 (特約の変更)</p> <p>本特約の変更については<u>本規約の変更に関する規定を適用します。</u></p>	<p>第5条 (特約の変更、承認)</p> <p>本特約の変更については<u>当社から変更内容を本会員に通知した後、または新特約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新特約を会員が承認したものとみなします。</u></p> <p><u>また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>